

平成30年度 国立大学法人山梨大学 年度計画

【平成30年3月30日 文部科学大臣届出】

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部、大学院の教育を通じ、本学の理念である異分野の柔軟な融合の基礎をなす教養教育を体系的に実施するため、全学共通教育科目及び専門科目の更なる改善を進める。

- ・【1-1】前年度に実施した全学共通教育科目と専門科目の系統性や体系性に関するアンケート結果等に基づき、専門科目のカリキュラムの見直しを含め、各学部の意見を反映した全学共通教育科目の新カリキュラムの作成を行う。

【2】多様な価値観を尊重する姿勢を涵養するため、全学共通科目において平成30年度までに段階的に協同学習等を導入する。

- ・【2-1】前年度に引き続き、協同学習の導入数や方法等について調査し、協同学習の授業例について授業担当者へ情報提供を行うことで、全学共通教育科目への協同学習の導入をさらに進め、定着を図る。

【3】学習環境の整備や様々な内容・形態のFD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）研修を充実させることにより、語学科目及び学部専門基礎科目を中心に反転授業やアクティブラーニングの導入授業数を段階的に増加させ、在学中に自ら学べる自律的な学習者を育成する。また、学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法を平成30年度までに開発し、運用する。

- ・【3-1】学内の優れたアクティブラーニングの取組を授業担当者に情報提供するとともに、オンラインFDを活用して継続的に学べるFDカリキュラムを設計、試行する。
- ・【3-2】前年度に引き続き、アクティブラーニング実施状況調査やJUES（学習経験調査）を実施し、その現状と課題を把握するとともに、各学部の状況に即した改善方法を検討する。
- ・【3-3】フィロスなど主体的・自律的学習する場の在り方について、これまでの実施結果等をもとに検証し、他学部への展開など、活用方法の見直しを進める。
- ・【3-4】アクティブラーニング推進プロジェクトチームによるアクティブラーニング導入授業調査を継続するとともに、FDでの事例報告会の実施を通じ、アクティブラーニング導入授業数のさらなる増加を図る。
- ・【3-5】前年度に決定した評価方法に基づき、主体的・自律的な学習者の評価を複数科目で実施する。

【4】課題解決能力を身につけられるように、すでに各学部の専門科目として展開されている問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目を平成30年度までに整備する。

- ・【4-1】必修PBL科目の実施状況について各学部での情報共有を強化し、各学科等において整備・改善、シラバスに反映させる。また、生命環境学部においては、地域課題解決科目の定着を図るため、次年度以降の実習内容とその具体化を検討する。

【5】地域社会・産業界等の要請も踏まえ、各学部で学生が身につけるべき能力（competency）を具体化し、これに合わせて各学部の学位授与、教育課程編成・実施、入

学者受入れの3方針を見直す。また、それと並行して各科目をナンバリングし、様々な教育関連データの収集・分析から学生の能力獲得状況を評価する方法を開発するなど、教育の内部質保証のしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【5-1】 学生及び学外の学識経験者等を含むステークホルダーミーティングなどの場を活用し、本学卒業生が地域社会・産業界から求められる能力等の調査を継続する。
- ・【5-2】 前年度に設計した「異文化理解」、「地域理解」の内容を取り入れた教育を展開するなど、ディプロマポリシー達成に向けた初年次教育の充実を図る。
- ・【5-3】 授業科目のナンバリングについては、各学部等の状況を踏まえ、大学教育センターにおいて全学的な観点から、見直し修正を図る。
- ・【5-4】 学生の能力獲得状況の評価方法の開発に向け、JUES（学習経験調査）の結果、学生の成績、授業評価アンケート結果の関連性の調査を継続し、データの蓄積を進める。
- ・【5-5】 ディプロマ・ポリシーに規定されるコンピテンシーの具体的な評価方法をシラバスの記載内容等をもとに検証し、改善に繋げる。

【6】 教育学部においては、全教員が学校現場での体験を行い実践的指導力やアクティブラーニング等を展開できる資質・能力を高めるとともに、喫緊の教育課題に対応するためのカリキュラム改革を進める。これらを通して、小・中学校9年間の義務教育を俯瞰できる教員や特別支援教育に精通した教員の養成に取り組み、山梨県における小学校教員養成の占有率35%を確保する。

- ・【6-1】 前年度に構築した教員育成支援状況報告システム（試行版）をより利用しやすいシステムに改良するため、教育学部附属教育実践総合センターにおいて、システム全体の設計（利用サーバ、データ入力の方法、結果の出力方法、調査項目等）について引き続き検討する。また、前年度の教員育成支援の実績について、同センター教員育成推進部門を中心に整理・分析を行う。
- ・【6-2】 教育実習について、附属小学校においては、平成28年度から試行している教科別研究授業の検証をもとに、大学教員の教科を越えての参画を充実させる方策を教育実習検討専門委員会を中心とした検討・立案を継続する。また、附属中学校においては、前年度に行った教員・学生の参加人数の教科によるばらつきを解消するための実態調査に基づき、入試も含めた方策を入学者選抜方法等検討委員会を中心に検討する。
- ・【6-3】 学習指導要領の改訂（特にアクティブラーニング導入）ならびにこれに準じた教育実習指導を視野に入れ、教育学部FD委員会を中心にFD研修会の内容の改善を図り実施する。
- ・【6-4】 教務委員会と授業臨床部会運営委員会がさらに連携を強めながら、平成31年度施行の新カリキュラム（新教職課程）を計画通りに機能させるための具体的な調整作業を進める。
- ・【6-5】 教員就職率向上に向け、前年度に立ち上げた「教員就職率向上プロジェクト」での原因分析等をもとに、具体的な対策を実施するとともに、さらに必要な検討を進める。

【7】 様々なキャリアパスに対応できる教育環境を整備するため、大学院修了者の備えるべき能力を具体化し、学修過程及び成果を可視化することを通して評価する。それをもとにカリキュラムや教育方法を整備し、その評価を全学で厳格に行い大学院教育を実質化する。また、既存の長期履修制度や期間短縮制度の利用促進、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育の充実等により、社会人の学び直し機能を強化する。

- ・【7-1】 前年度制定した大学院のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについて検証しつつ、平成31年度改組予定の教育学研究科については見直しを行う。
- ・【7-2】 大学院修了者の備えるべき能力を検証する具体的な評価制度の在り方、社会人の学び直し機能の強化等に向けたカリキュラムの改善について検討を進めるとともに、大学院共通科目や専攻共通科目等でのmoodleの活用など、大学院教育における教育ICTシステムの活

用をさらに推進する。

【8】平成28年度に「発生工学技術開発・実践」、「流域環境科学」、「先端脳科学」の大学院特別教育プログラムを開設する。また、平成29年度で終了する博士課程教育リーディングプログラム等の後継プログラムを平成30年度に開設するとともに、他大学との連携による共同学位プログラムを構築して大学院教育を充実する。これらを通じて融合研究成果の迅速な社会還元と新たな融合研究の創出につなげ、地方創生に貢献できる人材を育成する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1】平成28年度に開設した3つの大学院特別教育プログラムについて、前年度の検討に基づいた教育手法の強化策などを反映させた新たな内容を展開する。
- ・【8-2】今年度開設する新たな大学院特別教育プログラムについては、その実施組織と大学院教育マネジメント室との共同で密接に情報共有を図る中で、既存3プログラムの教育手法を参考としつつ、融合研究を基盤とした独自の教育手法を展開する。
- ・【8-3】グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラムの発展的後継プログラムとして、教学担当理事主導により、他大学と連携した「パワーリソースオプティマイズ(仮称)」の計画を策定し、卓越大学院プログラムへの申請を行う。

【9】「特別教育プログラム」の成果を評価し、各プログラムの改善点や存廃等について継続的に検討を行う教育(プログラム)評価マネジメントシステムを平成31年度までに構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【9-1】平成28年度に開設した大学院特別教育プログラムの教育内容や実施状況、ならびに学内他分野への展開の可能性などについて、年内をめどに、学外有識者による外部評価を受け、その結果を各プログラムにフィードバックする。
- ・【9-2】前年度実施した各プログラムの長所を共有するための取組を継続して実施する。さらに、学内他分野への展開を目的としたプログラム横断的な教育など新たな取組を実施するとともに、事業を適切に評価できる教育評価マネジメントシステム構築に向けた検討を加速させる。

【10】教職大学院における実習校の充実や修了生のフォローアップ等を山梨県教育委員会との連携・協力により行い、現職教員のスクールリーダーとしての力量を一層高めるとともに、現職教員を除く修了者の教員就職率100%を確保する。

- ・【10-1】在学中の院生からの意見集約、修了生へのアンケート調査、及び連携協力校や県教委・市町教委による教職大学院の評価を継続し、それらを踏まえて教職大学院の教育内容等の充実・改善を図る。
- ・【10-2】教職大学院の教育効果を検証し、改善すべき課題を見出すため、修了生（現職教員）の勤務校での職務状況・能力等について、山梨県教育委員会との連携・協力のもと、追跡調査を行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11】教学関係各種委員会の役割及び構成の見直しを行い、全学的なマネジメント体制を強化する。

- ・【11-1】機能的なマネジメントを行うためのシンクタンク機能を持つ「機構長、各センター長及び部課室長の打ち合わせ会」を定期的で開催し、得られた方策等について、教学関係各センター及び各種委員会の運営に反映させる。

【12】多様性や実践性を伴う教養教育を充実するため、山梨県内外の大学及び官公庁・企業

等の参画を得て、問題の多角的な検証や具体的なケースへの理論の適用等について学ぶことができる授業を教養教育センターが中心となって拡充する。

- ・【12-1】全学共通教育科目において、学生に実践的学習の機会を幅広く提供するため、外部講師への支給額を見直すなどして招聘を促進し、外部講師による授業数を前年度より増加させる。
- ・【12-2】学生に多様な学習の機会を提供するため、教養教育センター講座を継続し、人文科学、社会科学、自然科学、健康科学など多様な内容の講座を企画実施する。

【13】 本学のこれまでの反転授業やOPPA（One Page Portfolio Assessment：1枚ポートフォリオ評価）の実績に基づき、大学における教育方法の研究・開発を進めるため、大学教育センターを平成31年度までに発展的に改組する。その成果は学内だけでなく、他の高等教育機関にも還元する。

- ・【13-1】大学教育センターを中心に教育方法の研究・開発を推進し、その結果を大学教育研究フォーラムなどで発表することを通して、他の高等教育機関関係者にも広く還元する。

【14】 アクティブラーニングの実施や成績評価の厳格化など、実践的な課題に関する全学的なFDを強化し、FDに参加した教員にポイントを付与して参加状況を可視化するなど、教員の参加を促す制度を平成30年度までに整備する。

- ・【14-1】前年度実施したオンラインFDの施行結果をもとに、全学的なFDの強化を図る一環として、FDポイント制度を支えるICTシステムのあり方を検討するとともに、FDポイントの可視化方法の改善を行う。

【15】 特色ある教育を開発・推進した教職員等、教育の成果に特化した教員やグループに対する表彰制度（仮称:Best Teaching Award）を平成30年度までに整備する。

- ・【15-1】前年度制定した山梨大学優秀教育賞規程に基づく受賞対象者を選考し、山梨大学優秀教育賞（ベスト・ティーチング・アワード）を授与する。また、その活動内容を全学教育FD研修会で発表し、広く全学に展開するなど、更なる教育改善を図る。

【16】 学生も含んだFD委員会、学外の学識経験者を含む教育評価委員会等、本学のステークホルダーが教育改善に参加するしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【16-1】前年度に引き続き、学生及び学外の学識経験者を含むステークホルダーミーティングや有識者会議、学生・院生意見交換会等を実施する。それに加えて、オンラインフォーラムによる学生の意見収集や教育改善を目的とした授業横断型アンケート、卒業生アンケートの実施など、本学のステークホルダーが教育改善に参加にする仕組みを検討する。
- ・【16-2】他大学における学生相互のピアサポート制度と学生が参加するFD活動の実績を調査するとともに、学生を含むFD委員会の設立・実施に向けた検討を行う。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】 経済的に困窮している学生を支援し、国内外の優秀な学生を確保するため、入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金等による経済的支援を充実させる。

- ・【17-1】経済的理由や災害により学費の納入が困難な学生に対し、引き続き入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金による経済的支援を行うとともに、新たに創設した「経済的支援奨学金制度」を実施する。
- ・【17-2】学生生活への支援に資するため、前年度から調査項目等の検討を行ってきた「学生生活実態調査」を実施し、調査結果の検証を行う。

【18】障がいのある学生、メンタルサポートの必要な学生の個別のニーズに応じた対応事例を蓄積し、それをもとにした研修等を通じて教職員の支援スキルの向上を図るなど、多様な学生に対する支援機能を強化する。

- ・【18-1】学生の対応事例等の蓄積、教職員の支援スキル向上を図るための研修及び情報発信を継続するとともに、学生への対応にあたっては、今年度設置の学生サポートセンター内カウンセリング・サポート室及びアクセシビリティ・コミュニケーション支援室を中心に、各学部教員と連携を強化して取り組むなど、学生サポートの充実を図る。
- ・【18-2】キャリアセンター、保健管理センター、学生サポートセンターによる「キャンパスライフサポート協議会」の開催を通じ、学生相談組織間の連携を密にし、学生支援の充実を図る。

【19】学生ポートフォリオを活用した成績不振者への修学指導、ラーニングコモンズ・フィロスやeラーニング等を活用した授業支援（リメディアル教育を含む）に引き続き取り組み、学生サポーター制度等も導入した全学的な修学支援体制を平成31年度までに構築する。

- ・【19-1】学内外での学生ポートフォリオの活用状況を調査し、それらを踏まえ利用ガイドの作成や講習会の実施等を通じて情報共有を進めるとともに、活用実績を踏まえてポートフォリオをより活用するための検討を進める。
- ・【19-2】各学部・図書館・附属施設等で個々に行われている修学支援の実態調査を実施する。その結果や今年度行う「学生生活実態調査」の結果をもとに、支援への学生参画の具体的な内容・方法を明示するとともに、全学的な修学支援の全体計画を策定する。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】入学者選抜方法研究委員会等による検討結果を踏まえた新たな推薦入試・AO入試を実施する。また、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入に向けて一般入試における評価・判定方法のあり方を検討し、これらを踏まえて、平成30年度までにアドミッション・ポリシーを改訂する。

- ・【20-1】新入試に向け個別学力検査や推薦入試等の実施方法およびその評価方法等について学部ごとに検討を進める。また、新しい入試制度を支えるアドミッションポリシーを改訂し、新入試制度の骨格を設計するとともに外部へ向けて告知を行う。

【21】教育国際化推進機構の下にアドミッション・オフィス（仮称）を新設し、大学教育、教養教育、国際交流の各センターと連携して選抜方法の研究、選抜に関わる教職員のトレーニングプログラムの開発及び高大連携の促進に取り組む。

- ・【21-1】前年度から試行した新しい入学前教育の成果、入試情報システム・ネット出願システム等から得られた情報、入学後の成績情報などをもとに本学入学者の状況分析を行う。
- ・【21-2】入学者選抜に関わるトレーニングプログラム開発を継続して行い、アドミッションセンターの企画によりテーマ別講習会を2回以上実施する。
- ・【21-3】前年度に立ち上げたアドミッションセンターのHPを充実拡充し、新入試制度に関する告知や情報発信など有効活用を図る。その際にWEBを用いた双方向の相談を継続して実施し改善を図る。

【22】高等学校教育課程における学力の3要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を育成するための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発を支援することにより、本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携を深める。

- ・【22-1】山梨高大接続研究会において、学力の3要素育成のための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発に継続して取り組むとともに、本学が実施する新入試制度と大学教育改革に関する高等学校側の理解促進に取り組む。
- ・【22-2】山梨高大接続研究会の県内外への公開を継続するとともに、地理的な条件から同研究会への参加が困難ではあるが本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携方法について検討を開始する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクトに対して、引き続き重点的に支援して国内外の研究機関との共同研究を推進するとともに、その成果を世界に発信し、国際的な研究水準の拠点形成を形成する。また、本学の伝統を踏まえ、特色を活かした研究であるワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究を推進するとともに、給付型奨学金等を行う大村智記念基金事業を平成28年度から開始し、その活用を通して優秀な人材を集積して国際的な研究水準の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【23-1】研究推進・社会連携機構及び研究マネジメント室で協働し、本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクト及びワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究に対し、共同研究の新規マッチングの強化などにより外部資金の獲得支援を行う。また、発生工学研究センターにおいては専任教員の配置について見直すなど、機能強化に向けた取組を推進する。

【24】融合研究で得られた成果に基づいた「特別教育プログラム」を大学院教育において展開し、新たな研究人材を育成するなど、研究と教育を一体化させるサイクルを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【24-1】平成30年度に新設する大学院特別教育プログラムにおいて、分野を跨いだ教育を円滑に実施できるよう、前年度に開設した大学院教育マネジメント室ワーキングユニットで支援する。また、融合研究で得られた成果を新たな大学院特別教育プログラム教育に展開するための検討を加速させる。

【25】「ヒトの発達過程（教育、医）やそれに影響を与える環境条件（工、生命環境）」などに焦点を当てた、分野横断的で新たな質や価値を生み出す融合プロジェクトを、平成28年度中に3つ以上開始し、重点的に支援する。これにより、平成30年度までに融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。それらの成果をもとに、融合プロジェクトの中から本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】研究マネジメント室を中心に、平成28年度から3年計画のプロジェクトとして開始した「分野横断的融合研究プロジェクト」において「ヒトの発達」、「学びの発達」、「地域の発達」の3つの融合研究課題（小課題10件程度）を重点的に支援し、各小課題毎の研究ミーティングや成果報告会の開催を通じ、融合研究の推進を図る。これにより、融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。また、平成31年度から開始する予定の新たな融合研究プロジェクトのテーマ等について、12月までに原案を作成したうえで、選考を行う。

【26】次世代の融合研究を育む萌芽的研究を公募し、学長のリーダーシップの下に平成30年

度までに20件以上の戦略的な支援を行い、これをシーズに平成31年度以降に新たな融合研究プロジェクトを立ち上げる。

- ・【26-1】次世代の融合研究を推進するため、研究マネジメント室を中心に、「萌芽的融合研究プロジェクト」研究課題を平成30年5月までに10課題程度選出し、支援を行う。また、前年度に採択した12課題にかかる研究成果の分析を進め、将来的に新たな融合研究プロジェクトのシーズを発掘できるよう検討する。

【27】地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究分野を継続的に進展させる。

- ・【27-1】「地域振興研究プロジェクト」において地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等を推進する研究課題を平成30年5月までに5課題程度選出し、支援を行う。また、前年度に採択した9課題にかかる研究成果の分析を進め、地域の要請に応える研究分野を進展させるための検討を行う。

【28】山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進し、またそれらの共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

- ・【28-1】「地域振興研究プロジェクト」において山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進するための研究課題を平成30年5月までに5課題程度を選出し、支援を行う。また、前年度に採択した3課題にかかる研究成果の分析を進め、地域の発展に資する研究の進展を目指し検討を行う。

【29】地域活性化につながる可能性のある新たな研究課題を公募し、平成30年度までに20件以上の支援を行い、その成果をもとに地域連携事業を展開する。

- ・【29-1】「地域連携事業支援プロジェクト」において地域活性化につながる可能性のある研究課題について前年度に選出した10件に対し、支援を行う。また、「オール山梨・食のブランド化と美しい里づくりネットワーク」を介して地域の課題を収集し、研究マネジメント室を中心に、その課題を研究テーマとする「地方創生支援教育研究プロジェクト」を公募して、10課題程度を支援するとともに、成果報告会を開催するなどして研究成果を地域に発信する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】IR（Institutional Research：経営戦略の立案のためのデータの収集・分析等）機能を強化し、大学院総合研究部において、客観的指標に基づき戦略的な研究費の配分や教員人事を行う。特に、任期制と業績評価を活用したキャリアパスの構築等により、優秀な若手研究者の積極的雇用を進める。

- ・【30-1】IR室とURAセンター等との協働により本学の研究力強化に向けたデータ分析を推進し、執行部への情報提供や学内向けの情報発信を継続する。また、IR室主催の学内研修会の開催や他大学等学外機関の情報収集に努めるなど、継続してIR機能の強化に取り組む。
- ・【30-2】「多様な教職員の確保に係る人事方針」や「若手育成と流動性確保による持続可能な教員人事システムに向けた今後の教員人事方針」等に基づき、若手教員（特任を含む）を積極的に採用する。

【31】融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う研究マネジメント本部（仮称）を平成28年度までに設置し、一元的に研究支援や成果の活用促進を行うとともに、URA（University Research Administrator：研究マネジメント人材（2名））を4名に増員するなど、高度な専門性を有する研究支援人材の配置を拡充する。

- ・【31-1】研究マネジメント室（平成28年4月設置）において、引き続き融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う。また、専門職（URA等）を積極的に研修に参加させることなどを通じ、その位置付けの明確化を図る。

【32】異分野の研究者の交流を活発にし、新たな研究領域が創造できるようファカルティスペースを平成29年度までに確保する。

- ・【32-1】ファカルティスペース（平成29年12月設置）を活用し、異分野の研究者の活発な交流を促すため、研究者の連携事業の強化に向け周知方法を工夫するなど、URAセンターによるコーディネート活動を強化する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【33】産官学連携のもとに地域社会、地域産業の課題解決に取り組むとともに、戦略的かつ総合的な研究成果の社会還元が推進できるよう、社会連携・研究支援機構における自治体、企業や各種団体との連携協議の場を充実・強化し、その場において、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証し、見直す。これらの取組を通じ、平成30年度までに地域との共同研究・技術指導の実施件数を平成26年度に対し30%以上増加させる。

- ・【33-1】地域の自治体等との連携協定の新たな締結に取り組み、自治体等との連携協議の場を充実・強化を図るとともに、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証する。これらの取組を通じ、地域との共同研究・学術指導の実施件数を平成26年度38件に対し30%以上（50件以上）に増加させる。

【34】水素・燃料電池関連の研究成果を実用化するため、学外者を含む協議会において情報を共有し、水素・燃料電池技術支援室を拠点に技術移転を促進するなど、山梨県・県内自治体、産業界等と連携した産官学共同研究活動や特許のライセンス活動を推進する。

- ・【34-1】前年度採択された文部科学省地域イノベーション・エコシステム形成プログラム「水素社会に向けた「やまなし燃料電池バレー」の創成」事業を中心として、山梨県、地域企業と連携して水素・燃料電池事業化のための研究を加速させる。
- ・【34-2】山梨県の委託を受け、「燃料電池関連製品開発人材養成講座」を前年度の実施内容を踏まえ、より実践的な内容で開設する。これらの取組を、やまなし水素・燃料電池ネットワーク協議会を通して活性化させ、大学の研究成果を活用した県内企業の水素・燃料電池関連産業の集積を推進する。
- ・【34-3】水素・燃料電池関連の研究活動において、特許調査等、積極的に特許ライセンス活動を推進する。

【35】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進する。特に、第2期に開始した「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム）」（実施期間平成26～28年度）による社会人再教育を継続し、同プログラム終了後（平成29年度以降）も毎年度5名程度ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

- ・【35-1】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進するため、山梨県と連携して「燃料電池関連製品開発人材養成講座」及び「医療機器設計開発人材養成講座」を開講し、その成果

については地域に還元していく。

- ・【35-2】山梨県及び山梨県ワイン酒造組合と連携して、「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」による社会人再教育を、引き続き学内資金にて実施し、ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

【36】「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、さらには地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

- ・【36-1】地域志向型の教育カリキュラム「地域課題解決人材育成プログラム」を継続して行う。学生に地域に関する知識、理解を深めさせるため、同プログラムの地域志向型共通教育科目を40科目以上開講すると共に、同科目を延べ1、200人以上に履修させる。また、地域をフィールドとして、グループワークによって学生自らが主体的に学修し、地域の課題を発見し、解決する能力を身につける「地域課題解決科目」を10科目以上開講する。
- ・【36-2】地域の課題を研究テーマとする「地方創生支援教育研究プロジェクト」を10件程度実施するとともに、地域自治体、企業等との共同研究として行う。また、その成果は、報告会を通じて広く地域に発信する。

【37】山梨県教育委員会等との連携により、地域の小・中学校等における研修会に組織的に参画するなど、現職教員の教師力向上に寄与する。

- ・【37-1】「山梨県教育委員会と山梨大学との連携協力に関する覚書」をもとに設置した、教育委員会との連絡協議会の協議に基づき、現職教員の教師力向上を目的とした新たな教員研修を、本学と教育委員会との協働により実施する。
- ・【37-2】本学が参画した「山梨県教員育成協議会」にて作成された「やまなし教員等育成指標」に基づき、教員となるための準備及びキャリアステージについて、学生に周知し、指導教育するための体制を教務委員会等で検討する。
- ・【37-3】前年度に立ち上げた「教員養成・教育実践研究協議会」と教育学部附属教育実践総合センター、教育学部実践教育運営委員会が協働し、教育委員会との共催による「教育フォーラム」を年2回開催するとともに、研究の成果を地域に還元することを目的に、附属学校園を活用した現職教員のための「スキルアップ講座」の開催に向けた検討を進める。

【38】地域貢献事業として、地域向けの公開講座及びセミナー、出前講義、講演、高大連携講演を継続して実施する。また、学生による大学紹介等の学内向けエリア放送の内容充実と地域への拡大、地域未来創造センターのホームページにおける地域志向型教育研究プロジェクトの紹介等、地域への積極的な情報発信に取り組む。

- ・【38-1】前年度に引き続き連続市民講座、県民コミュニティーカレッジ、市民開放授業の開講・実施を通して、地域の生涯学習に貢献する。また、地域高等学校を対象に出前講義を行うとともに、教育委員会からの依頼によるSSH採択校への教員派遣を行うなど、当該校の学習への支援を積極的に行う。
- ・【38-2】地方創生支援教育研究プロジェクト(地域志向型教育研究プロジェクト)、地域課題解決人材育成プログラムの活動状況や、社会貢献活動について、地域未来創造センターホームページに毎月掲載するほか、成果報告会の開催、成果報告書の作成により、地域への情報発信を行う。また、エリア放送による大学・地域情報の紹介を引き続き行っていく。

【39】県内全大学と横浜市立大学、県内自治体や企業等の協働を取りまとめ、「ツーリズム」「ものづくり」等4分野における単位互換による実践的なカリキュラムやインター

ンシップの実施、新規事業化の支援、就職マッチングの強化等により、地域の雇用創出や学卒者の地元定着の向上に取り組む。

- ・【39-1】前年度に引き続き、事業協働機関と連携して、単位互換による「やまなし未来創造教育プログラム」を、コース履修登録者170人を目標に実施する。また、地域の企業等とも連携して、就職マッチングに向けた県内インターンシップ(履修者目標165人)を進め、さらなる雇用の創出と学卒者の地元定着の向上に取り組む。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【40】早期キャリア教育の一環として、全学部を対象に、専門分野に合わせた海外インターンシッププログラムを平成29年度までに開設する。

- ・【40-1】前年度に実施した海外インターンシッププログラム参加学生のアンケート調査結果等をもとに、学習アドバイザーやフィロスの活用方法、専門分野に合せたインターンシップ先の見直しを図る。
- ・【40-2】新たに「海外で学ぼう・海外職場文化体験Ⅰ・Ⅱ」を開講し、事前と事後学習内容等を充実させることを通して、海外インターンシップの効果を高める。

【41】大学院修士課程工学専攻において、海外大学とのダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリープログラムを平成30年度までに開始する。

- ・【41-1】西南交通大学交通運輸学院（中国）と大学院工学専攻土木環境コース（修士課程）との修士ダブル・ディグリープログラムで学んだ留学生の学位審査を協力して行う。また、杭州電子科技大計算機学院（中国）と大学院工学専攻コンピュータ理工コース（修士課程）との修士ダブル・ディグリープログラムを新たにスタートさせる。

【42】留学生OBネットワークを平成30年度までに整備して、入試広報及びIR活動に活用することにより、優秀な留学生を確保するとともに、平成33年度までに留学生受入数を平成27年度に対し20%以上増加させ、国際的な共同研究を促進する。

- ・【42-1】留学生OB ネットワークを利用し、優秀な留学生の確保に向けた入試広報活動として、新たにタイとバングラディシュで進学説明会を開催する。
- ・【42-2】留学生の受け入れ環境整備の一環として、学内の教務関連書類の英語版の作成を順次進めるとともに、私費外国人留学生支援のため、医学系大学院博士課程私費留学生特別支援制度を見直し、より弾力的な運用を図る。

【43】留学生と日本人学生と一緒に生活する混住寮の交流スペースを平成29年度までに整備するほか、グローバル共創学習スペースでのサポート内容をさらに充実させ、平成33年度までに利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。

- ・【43-1】学生寮専門委員会が中心となり、混住寮内に試行的に混住エリアを設置するなど、混住寮の有効活用に向けた取組を推進する。
- ・【43-2】グローバル共創学習スペースでのサポートについて、英語学習・海外留学及び留学生と日本人学生の交流を促すイベントを定期的で開催し、利用者数を平成27年度に対し7%増加させる。

【44】協定校との連携を強化し、平成33年度までに海外派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させるとともに、グローバル・パートナーシップの形成などを通して海外の研究者及び学生を短期間に受け入れ、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解

決に取り組む機会を提供する。これらの取組を通じ、本学の強みとする融合研究分野を中心に最先端の共同研究を促進する。

- ・【44-1】トビタテ留学JAPANやさくらサイエンスプランなど、学生派遣及び受け入れに関する内外の各種支援金の活用を促進する支援や申請のサポート体制等の強化を図る。
- ・【44-2】前年度派遣学生によるアンケート結果をもとに、学生のニーズに沿った海外派遣先や時期について検討し、それらを踏まえ新たな語学研修及び交換留学先を開拓する。
- ・【44-3】前年度整備した学生短期研修受け入れに関する制度を活用し、より多くの協定校等から学生や教員を受け入れるとともに、「山梨大学日本語・日本文化短期プログラム」等、海外の学生及び教員との協働の機会を提供し、海外の大学との連携を強化する。
- ・【44-4】海外からの訪問学生と日本人学生との合同ワークショップや合宿を実施し、本学の学生に海外の学生とのチームワークと協働学習を体験させる機会を提供する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【45】山梨県地域保健医療計画や地域医療構想の策定に参画し、がん疾患、周産期医療、災害医療等の地域医療の課題の解決に、拠点病院として県や県内医療機関と連携して取り組む。

- ・【45-1】診療科横断型の「診療機能別センター」として平成30年度に設置予定のIVRセンター（平成30年4月設置）及びてんかんセンター（平成30年6月設置予定）について、活動状況を調査し、設置の効果を検証する。また、県内にがんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、がんゲノム医療中核病院との連携体制の整備を進める。

【46】学部教育では学生の臨床実習時間数の増加など診療参加型臨床実習の更なる改善・充実を図り、卒後の初期研修につながる一貫した知識と技術を学ばせるなど、学部と附属病院が連携した高度医療人養成のためのプログラムの見直しを行い、実践する。また、研修会の実施を通じ、がん診療専門医、産科医、助産師、肝疾患コーディネーターなどの多様な医療人養成を推進する。

- ・【46-1】平成31年1月の日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価の実地調査受審に向けて準備を進める。また、「世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダードに準拠した医学教育分野別評価基準日本版」に沿って、医学科3年次カリキュラムを見直す。
- ・【46-2】臨床実習検討のためのプレゼンテーションに基づいて作成された「臨床実習検討委員会報告書」を参考に各臨床講座にて臨床実習の改善を進める。また、医療系大学間共用試験実施評価機構による臨床実習後OSCE (Post-CC OSCE) の本格実施に備えるため、前年度に引き続き平成30年度も本学独自で実施する。
- ・【46-3】平成30年度に開始した新専門医制度における各専門研修プログラムについて、本院の特徴を生かしたプログラムとなるべく、山梨県とも連携しながら内容を見直すとともに、初期研修医、医学部生等に対してプログラム内容を広報し、応募者55名を目標に増員に努める。

【47】平成31年度までに、新病院でのハイブリッド手術室や術中MRI、ロボット手術を用いた高度な手術件数を平成28年度に対し10%増加させるとともに、診療科横断型の診療機能別センターを順次整備する。

- ・【47-1】ハイブリッド・MRI手術室運用検討WGにおいて策定した、同手術室の運用方針及び運用方法を検証し、高度な手術件数を、前年度実績を勘案して平成28年度に対し14%増加させる。
- ・【47-2】診療科横断型の「診療機能別センター」として、リウマチ膠原病センター（平成28年度設置）、アレルギーセンター（平成29年度設置）に引き続き、IVRセンター及びてんかんセンターを設置する。

【48】平成29年度までに臨床研究支援部門を整備し、同部門を中心に臨床研究の企画業務、CRC（Clinical Research Coordinator：臨床研究コーディネーター）業務、品質管理業務などの研究支援を行い、先進医療等に関する研究を含め新規臨床研究実施件数を平成28年度に対し10%増加させる。

- ・【48-1】平成30年4月に施行される臨床研究法に対応するため、臨床研究連携推進部が中心となり、「特定臨床研究」の受入・実施に係る学内実務者ネットワークを構築・稼働させる。また、研究審査部門と連携して研究者教育方法を見直すなど、臨床研究法下での臨床研究実施における支援を充実させ、6件以上の臨床研究実施登録を目指すとともに、引き続き臨床研究の品質管理向上を図る。

【49】診療科横断型の診療機能別センターを整備し、不足している外来診療スペースを拡大するため、国の財政支援による附属病院再開発整備に合わせ、自己財源で外来棟を増築する。

- ・【49-1】診療科横断型の「診療機能別センター」として設置した、リウマチ膠原病センター及びアレルギーセンターの稼働状況を勘案し、外来棟改修に合わせ診療スペースの整備計画を進める。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】附属学校園における教育の特色づくりを推進するために、教科の連続性や教科担任制及び学校段階の接続を考慮したカリキュラムづくりなどを進める。また、附属学校園での実践研究の成果をもとに、教員養成カリキュラムにおける新たな科目の開設や既存科目のシラバスの見直し、教育学部及び教育学研究科等における教育実践に関する研究をさらに進める。

- ・【50-1】附属学校園における教育の特色づくりを推進するため、前年度に立ち上げた「教員養成・教育実践研究協議会」を年4回程度開催し、前年度策定した共同研究支援・推進体制の基本方針及び研究テーマ等に基づき、各部会活動を軸として学部と附属学校園と地域を結びつける共同研究を推進する。
- ・【50-2】学校段階の接続等を考慮したカリキュラムづくりのために、前年度策定した、附属学校園を貫く「育てたい子ども像」に基づき、各附属学校園の教育目標を各附属学校園にて設定する。
- ・【50-3】「教員養成・教育実践研究協議会」と教育学部附属教育実践総合センター（教員育成推進部門及び附属学校園共同推進部門）が連携し、教育実習関係、附属学校園との共同研究関係、市町村教育委員会や公立学校関係の要請に係る事業の実施に向けた検討を継続する。

【51】教育学部及び附属学校園の共同による教育実践研究等推進のための組織を平成30年度までに整備し、教員間の相互交流、研究活動の質的向上に取り組む。その成果を山梨県教育委員会等との協働によるスキルアップ講座の実施等を通して地域等に還元する。

- ・【51-1】前年度に立ち上げた「教員養成・教育実践研究協議会」において策定した協議会の活動形態、共同研究等の推進体制・推進方法について、基本方針に基づき、教員間の相互交流、教員の研究活動の資質向上に向けた取組を策定する。
- ・【51-2】附属学校園の研究を生かし、教育学部及び教育委員会との連携・協働による、教員研修、教育フォーラム等を実施し成果を地域に還元するとともに、スキルアップ講座の開催に向け、具体的な方法について検討を進める。
- ・【51-3】地域の公立学校の教員養成や教育研究への貢献を意識した研究実践のために、指導助言者として山梨県教育委員会指導主事他、校種別に県立、公立学校長を招聘し、公開研究会（事前研究会含む）を実施する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【52】学長のリーダーシップによる大学改革を主体的・自律的に推進するため、平成26年10月に設置した大学院総合研究部（全教員から成る教員組織）における検討を経て、全学的視点から教育研究組織の見直しや学内資源の再配分等を重点的に進めるとともに、戦略的な人員配置を行い、本学の強みを活かした教育、研究、社会貢献の機能を強化する。

- ・【52-1】学長リーダーシップの下、第3期中期目標・中期計画を確実に達成するため、戦略的分野に重点的に配分する予算を引き続き確保する。特に、戦略的・機動的な経費である大学高度化推進経費（学長裁量経費）の有効活用により機能強化を図る。また、前年度に大括りの予算配分を実施したことによる効果・課題等の検証を行い、それらを踏まえ、学内資源の有効活用を推進する。
- ・【52-2】定年退職教員不補充、各学域教員ポストの再配置やスリム化、ポイント制導入などにより、学長のリーダーシップにより活用できる教員ポスト（人件費）を確保し、戦略的的人员配置を進める。

【53】平成28年度に学外者の意見広聴システムを構築し、平成31年度に経営協議会外部委員の提案の検証結果等を踏まえた運営システムを完成する。

- ・【53-1】平成28年度に構築した学外有識者からの意見広聴システム等により、毎月大学の動向などを発信する。また、学外者からの意見等を集約し、役員等打合せ会等で検討を行い法人運営に適切に反映させる。
- ・【53-2】「マスコミとの懇談会」を年1回開催するなど多様な助言者と本学役員等との意見交換を行い、本学に求められる役割や機能、課題を明確にし、法人運営に反映させる。

【54】多様な人材を確保し、教育研究の一層の向上と活性化を図るため、年俸制導入に関する計画（平成28年度目標値60名）を100%達成するとともに、新たな教員評価の実施、実績に基づく給与体系への転換、混合給与（クロスアポイントメント）制度の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。

- ・【54-1】年俸制教員の業績評価の結果を適切に給与に反映する仕組みを検討するなど、教員の人事・給与システムの弾力化を促進する。

【55】全学的に女性教員の割合を高め、平成32年度までに女性教員比率を17%以上に引き上げ、それを維持する。併せて、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職比率を引き上げる。

- ・【55-1】「多様な教職員の確保に係る人事方針」及び「男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言」に沿って、女性教員比率15%を目標に女性教員を積極的に採用する。

【56】40歳未満の若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成33年度までに退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の比率を22%以上とする目標を達成する。

- ・【56-1】「多様な教職員の確保に係る人事方針」及び「若手育成と流動性確保による持続可能な教員人事システムに向けた今後の教員人事方針」に沿って、若手教員比率19%を目標に若

手教員を積極的に採用する。また、定年退職教員不補充の空ポストを利用して、若手特任教員（数年後に承継教員として雇用）を採用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】 医・工・農に関わる様々な課題の解決に向けて取り組むことのできる高度専門職業人を養成するため、平成28年度に大学院修士課程を、平成30年度に博士課程を改組する。

- ・【57-1】 平成30年度に新設する大学院医工農学総合教育部（博士課程）統合応用生命科学専攻の運営状況等について、各学域と執行部による「組織全般に関する学域別意見交換会」等を通じてフォローアップするとともに、設置計画の履行状況などを点検し、設置計画履行状況等調査に適切に対応する。

【58】 教員養成分野では、実践型教員養成機能への質的転換を図ることを目的として、学部においては、平成28年度から新課程（生涯学習課程）を廃止して教員養成に特化するとともに、地域の人口動態や教員採用需要等を踏まえ、教員養成機能の質の向上のための取組を強化する中で、定員規模を含めた組織の見直しの方向性を第3期中期目標期間末までに定める。また、大学院においては、現職教員の受入拡大や実務家教員の確保など、教職大学院を軸とした改革に取り組む。

- ・【58-1】 教育学部における教員養成機能の質の向上を図るため、前年度に実施又は設置した、教育学部附属教育実践総合センターの改編による体制の強化と機能の充実、教員就職率向上プロジェクト等を基盤として、教育実習、教育ボランティア、教職支援の充実、及び教育分野における地域への貢献に向けた具体の方策を検討し実施する。
- ・【58-2】 平成31年度に実施する大学院教育学研究科の教職大学院への拡充改組や特別支援教育特別専攻科の改組に向け、運営組織の見直し等を行う。

【59】 地域志向型教育により、地域資源の保全・保護と景観形成、地域資源の観光への活用等に関する知識と実践力を身につけた人材を養成するため、平成28年度から生命環境学部新たに観光政策科学特別コースを設けるとともに、既存のワイン科学特別コースの入学定員を拡充するなど、社会的要請を踏まえた組織改革を進める。

- ・【59-1】 生命環境学部の観光政策科学特別コースにおいては、地域のリーダーとして活躍し、地方創生に寄与する人材の養成、また、ワイン科学特別コースにおいては、ワインツーリズムなどのワインを中核とした観光産業に対応できる人材の養成に向け、前年度実施した入試結果や履行状況の検証結果を踏まえ、コース定員の見直しなど必要な措置を講ずる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【60】 業務運営の効率化と質の向上に取り組み、柔軟な組織編成、適正な職員の人員配置及び業務の外部委託を推進するとともに、業務運営の情報システム化をさらに進める。

- ・【60-1】 前年度に事務連絡会で実施した業務改善及び外部委託の検討結果を踏まえ、総務担当理事のもと、外部委託など事務の効率化を進めるとともに、大学としての重点分野に対しては戦略的な人員配置を推進する。
- ・【60-2】 情報システムによる効率的・合理的な業務運用を更に進めるため、第3期中期目標期間中に保証期間を終了する現行の財務会計及び人事・給与システムの更新にあたり、平成32年1月導入に向け、調達業務を開始する。なお、ハードウェアについては、仮想化技術によりサーバを集約化するなど、費用効率よく構築するための仮想化基盤システムの検討、ソフトウェアについては、各業務システム間の連携が不可欠であるため、統合的な運用が実現可能なシステム構成とするなど、業務の効率化・合理化のための検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【6 1】 科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金、寄付金の獲得に向けURA（2名）を4名に増員するなど、学内の支援組織を整備する。

- ・【61-1】 平成29年7月に設置したURAセンター（URA 4名）において、科学研究費助成事業や競争的資金等の外部資金の獲得支援等、研究者の研究活動以外の業務負担を軽減するための支援を行う。

【6 2】 各省庁等の競争的資金、寄付金、その他の自己収入を増加させるため、重点的な資源配分に向けた継続的な財務分析の実施、学内プロジェクト経費による研究費の支援等、戦略的な取組を推進する。

- ・【62-1】 各省庁等の競争的資金の獲得につなげるため、「萌芽的融合研究プロジェクト」等の学内研究プロジェクト経費による研究費の支援を行う。また、平成30年1月から経済的困窮学生を対象とした修学支援事業の追加が承認された「教育研究支援基金」、「大村智記念基金」の募金活動を引き続き行うとともに、不用図書等の寄附を募る「古本募金」及びクラウドファンディングを活用した募金活動を行うなど自己収入の拡充を図る。

【6 3】 国立大学病院管理会計システム（HOMAS 2）等の各種分析ツールを活用し、その結果得られた課題等については、病院執行部を中心に速やかに解決することで、効率的で安定した病院収入を確保する。

- ・【63-1】 HOMAS 2のベンチマーク結果より本院の立ち位置を把握し、入院期間の適正化(DPC入院期間Ⅱにおける退院率向上)を図り、引き続き効率的で安定した病院収入を確保する。また、診療報酬改定に伴う施設基準等、既に取得済項目の内容確認、及び新規に取得可能な項目の精査を行い、さらなる増収を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【6 4】 社会的要因を踏まえた適切な分析を行うことにより、契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する方針を策定して関係者に確実に周知、啓発を行い、経費抑制を推進する。

- ・【64-1】 業務委託契約における仕様内容の見直しや包括契約による経費抑制に向けた検討を行う。また、「省エネルギー推進委員会」が策定する省エネルギー実行計画等を大学構成員に発信し、全学的にエネルギー消費の抑制を図る。

【6 5】 各種機器（特に医療機器）の使用状況を一層的確に把握するとともに、点検・保守、修理及び更新にかかる費用の比較検討を行い、計画的・効率的に機器を整備する。

- ・【65-1】 前年度に導入した医療機器管理システムにより、使用状況を的確に把握し、点検・保守・修理又は更新した場合の費用の比較検討を行って、計画的・効率的な機器整備を推進する。

【6 6】 キャンパスマスタープランに沿って、空調機等に高効率機器を積極的に導入するとともに、建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化を推進する。

- ・【66-1】 建物の整備にあたり、継続して高断熱化・高効率機器の導入を積極的に進めるほか、計画的に建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化等を推進し、エネルギーの削減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【67】土地、建物、設備等の現状調査や分析など、保有資産の不断の見直しを行いつつ、その結果をもとに効率的・効果的な活用を推進する。

- ・【67-1】前年度に引き続き、保有する資産の老朽化等の現状調査を役員等によるキャンパスパトロール時に行い、調査結果をもとに施設マネジメント委員会等において効果的な活用策を検討し、緊急性や安全性などを考慮しつつ優先的なものから着手する。
- ・【67-2】前年度策定した宿舍整備計画に基づき、宿舍廃止等の検討を進めるとともに、売り払い処分が決定した塚原育種試験地の跡地について、文部科学省との協議を行いつつ所定の手続きを進める。
- ・【67-3】成島宿舍の土地一部譲渡に関し、文部科学省に届け出た内容での土地売買契約を行うとともに、建物等の補償費を精査したうえで補償契約をJR東海と締結する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】IR機能の強化による大学情報の的確な分析に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を定期的実施し、それらの評価結果を踏まえた改善やそのフォローアップに取り組む。

- ・【68-1】IR室において学内の各種データの収集・整理・分析を進めるとともに、分析結果に関して学内イントラを通じた情報発信を継続して行う。また、自己点検・評価に係る指標の点検等を進めるなど、各部署の評価活動を支援する。
- ・【68-2】評価担当理事によるヒアリング等を実施し、全学的に年度計画及び中期計画の進捗状況の検証を行い、その結果を次年度の計画に反映させるなど、中期計画達成に向けた進捗状況管理の精度を高める。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【69】ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、引き続き、本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報を社会に分かりやすい内容・形で国内外に積極的に発信するとともに、ホームページの閲覧状況に関する調査等により、情報発信の内容や方法等を毎年度継続的に検証し改善する。

- ・【69-1】ステークホルダーに合わせた多様な情報を積極的に発信する。また、Webサイト調査（閲覧数、ログ解析、ユーザビリティなど）を引き続き実施するとともに、前年度の検証を踏まえ、国内外に向けて分かりやすくかつ効果的に発信する。
- ・【69-2】入試広報との連携を強化し、大学のブランド力やイメージ向上など認知度を高めるための広報戦略を展開し、情報発信の内容・方法等を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【70】文部科学省の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直し、本学の教育研究における新たな課題への対応等のための施設マネジメントを学長のリーダーシップの下に戦略的に推進する。

- ・【70-1】キャンパスマスタープラン小委員会を中心に、甲府東キャンパスの整備計画の改訂を進

めるなど、キャンパスマスタープランの充実にに向けた取組を推進するとともに、施設マネジメントを継続的に実施するため、施設に係る課題やデータを示した「施設の現状と課題2018」を策定し、学内に周知する。

【71】既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮したインフラ長寿命化計画を策定し、それに基づき整備を行う。また、引き続き附属病院再開発整備を計画的に推進する。

- ・【71-1】インフラ長寿命化小委員会を中心に、インフラ長寿命化計画に定める行動計画を踏まえ、甲府西キャンパスの個別施設計画の策定に着手する。
- ・【71-2】附属病院再開発整備事業のうち、既存病院改修（中央診療系）事業（平成30年度～平成34年度）の改修整備を年次計画に基づいて行う。また、継続して病棟Ⅱ新営事業（平成29年度～平成31年度）を適切に取り組む。

【72】本学の機能強化の方向性を考慮し、アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境や最先端の融合研究等の拠点となる研究環境を国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

- ・【72-1】多様な教育方法が実践できる学修環境、及び最先端の融合研究等の拠点となる研究環境の整備を推進するため、必要性、緊急性等を勘案して施設整備年次計画（短期整備計画）の見直しを行う。
- ・【72-2】基礎実習棟改修事業（平成30年度～平成31年度）の改修整備を年次計画にもとづいて行う。

【73】本学の強みと特色を発揮するための教育研究スペースの確保に向けて、トップマネジメントとして全学的観点から引き続き施設利用実態調査を継続的に実施し、スペースを最大限に有効活用する。

- ・【73-1】施設利用実態調査計画に基づき、役員等による医学部キャンパスの施設利用実態調査を実施し、その評価を踏まえて再配分を行うなど、スペースの有効活用を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【74】多様な学生の活動を支援するため、キャンパスマスタープランに基づき、引き続きバリアフリー化を積極的に推進する。

- ・【74-1】キャンパスマスタープラン（中長期修繕計画）に基づき、継続してバリアフリー化を推進するとともに、建物外壁タイルの調査を実施し、検証結果を踏まえて改修を行い安全・安心な教育研究環境を確保する。

【75】教職員及び学生の事故の未然防止と緊急時の適切な対応を図るため、引き続き広く安全管理体制を強化するとともに、教職員及び学生に対する安全教育を徹底する。

- ・【75-1】学内LAN等を活用して教職員及び学生に対し危機管理基本マニュアル、安否確認システム及び海外危機管理サービスを周知し、防災訓練並びに安否確認システムの運用テストを実施すること等を通じて教職員及び学生の安全管理意識を高める。また、危機管理基本マニュアルを随時見直し改訂するとともに新たに「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」の作成に着手し、安全管理体制を強化する。
- ・【75-2】前年度に策定した「化学薬品等を使用した実験・実習安全マニュアル」、「緊急時の連絡網」、「退職教員の薬品の廃棄処分や引き継ぎ」を教職員に周知するとともに、毒物・劇物等の管理・安全状況確認をキャンパスパトロール時に毒物及び劇物等管理専門委員会で行うなど、安全管理の強化を図る。また、学生の危機管理マニュアル及び化学薬品等を

使用した実験・実習安全マニュアルをガイダンス等により学生に周知し、引き続き安全教育を徹底する。

【76】情報リテラシーの一層の向上と不断の改善を図るため、大学の全構成員に対する情報セキュリティ教育、研修、訓練、監査を強化する。また、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、ネットワーク監視体制及び情報システムを強化する。

- ・【76-1】情報セキュリティに関する教育、研修会、講演会、訓練、監査を実施し、大学構成員の情報リテラシーの向上を図る。また、情報システムのセキュリティ対策を更に強化するため、引き続き、国立情報学研究所（NII）が主体となつて行う「大学間連携に基づくサイバーセキュリティ体制の基盤構築事業」に参加するとともに、学内においては、不正アクセス防止策の更なる検討及び実施、前年度に更新したサイバー攻撃を検知・解析・通報するシステムの運用によるネットワークの常時監視を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【77】本学が国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）をさらに徹底する。特に、研究における不正行為や公的研究費の不正使用の防止のため、引き続き、倫理教育の強化及び組織としてのモニタリング体制等の整備に取り組む。さらに、内部統制のあり方について検証し、見直しを続けるとともに、監事監査や内部監査等の結果を本学の機能強化につなげる。

- ・【77-1】健全で適正な大学運営及び社会的信頼の維持に資するため、新たに制定した「国立大学法人山梨大学コンプライアンス推進規程」に沿って、横断的にコンプライアンスを推進する体制を強化し、コンプライアンスに対する教職員の理解を深める。
- ・【77-2】内部統制の観点から、引き続き規程類の整備状況とその実効性及び運用状況について所管部署に対する監査を実施する。また、監査結果については、改善状況及び業務への反映状況をフォローアップするとともに、役員等打合せ会等でその結果を報告することにより広く学内周知を図り、PDCAサイクルを機能させる。
- ・【77-3】公正研究推進室主導のもと、研究における不正行為や公的研究費の不正使用防止のため、引き続き学内掲示板に専用ページを設け常時注意喚起を行うとともに、教職員に対する説明会を実施し、啓発活動を行う。また、本学に在籍する研究者、研究支援者、学生に対し、eラーニング教材による研修等を通じ、研究倫理教育を徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,440,879千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

成島宿舎の土地の一部（山梨県中央市成島字西2071番3 1, 220㎡を譲渡する。）

2. 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・（下河東）実習棟改修 ・（医病）病棟Ⅱ ・（医病）病院改修（中央診療系） ・小規模改修	総額 1,389	施設整備費補助金（466）
		長期借入金（887）
		（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（36）

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- （1）定年退職教員不補充やポイント制導入などにより、人員の戦略的な配置を進める。
- （2）年俸制教員の業績評価の結果をより適切に給与に反映する仕組みを検討するなど、教員の人事・給与システムの弾力化を促進する。
- （3）多様な教員構成の実現を図るため、女性研究者及び若手研究者の積極的雇用を進める。
- （4）事務の効率化・合理化によって戦略的な組織編成と人員配置を行う。

（参考1）平成30年度の常勤職員数1,129人
また、任期付職員数の見込みを780人とする。

（参考2）平成30年度の人件費総額見込み16,635百万円（退職手当は除く）。

別紙（予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 予算

平成30年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,534
施設整備費補助金	467
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	51
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	36
自己収入	22,473
授業料、入学金及び検定料収入	2,916
附属病院収入	19,044
財産処分収入	0
雑収入	513
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,909
引当金取崩	0
長期借入金収入	887
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	35,357
支出	
業務費	31,232
教育研究経費	10,986
診療経費	20,246
施設整備費	1,389
船舶建造費	0
補助金等	51
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,909
貸付金	0
長期借入金償還金	776
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	35,357

[人件費の見積り]

期間中総額16,635百万円を支出する（退職手当は除く）。

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	34,490
業務費	30,506
教育研究経費	1,996
診療経費	10,540
受託研究費等	733
役員人件費	109
教員人件費	8,179
職員人件費	8,949
一般管理費	278
財務費用	89
雑損	0
減価償却費	3,617
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	34,560
運営費交付金収益	9,318
授業料収益	2,330
入学金収益	332
検定料収益	78
附属病院収益	19,044
受託研究等収益	1,554
補助金等収益	51
寄附金収益	532
施設費収益	0
財務収益	1
雑益	512
資産見返運営費交付金等戻入	309
資産見返補助金等戻入	374
資産見返寄附金戻入	124
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	70
目的積立金取崩益	0
総利益	70

損益が均衡しない理由

附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額
自己収入等により取得する資産額と減価償却費の差額等

△318百万円
388百万円

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,022
業務活動による支出	30,995
投資活動による支出	3,586
財務活動による支出	776
翌年度への繰越金	665
資金収入	36,022
業務活動による収入	33,620
運営費交付金による収入	9,534
授業料・入学金及び検定料による収入	2,916
附属病院収入	19,045
受託研究等収入	1,249
補助金等収入	51
寄附金収入	660
その他の収入	165
投資活動による収入	502
施設費による収入	502
その他の収入	0
財務活動による収入	887
前年度よりの繰越金	1,013

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育課程	500人
	(うち教員養成に係る分野)	500人
	生涯学習課程	(H28 募集停止) 20人
医学部	医学科	750人
	(うち医師養成に係る分野)	750人
	看護学科	260人
工学部	機械工学科	240人
	電気電子工学科	230人
	コンピュータ理工学科	230人
	情報メカトロニクス工学科	220人
	土木環境工学科	220人
	応用化学科	220人
	先端材料理工学科	140人
生命環境学部	生命工学科	140人
	地域食物科学科	141人
	環境科学科	120人
	地域社会システム学科	179人
教育学研究科	教育支援科学専攻	12人
	(うち修士課程)	12人
	教科教育専攻	44人
	(うち修士課程)	44人
	教育実践創成専攻	28人
	(うち専門職学位課程)	28人
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	20人
	(うち修士課程)	20人
	看護学専攻	28人
	(うち修士課程)	28人
	工学専攻	362人
	(うち修士課程)	362人
	生命環境学専攻	90人
	(うち修士課程)	90人
	先進医療科学専攻	51人
	(うち博士課程)	51人
	生体制御学専攻	30人
	(うち博士課程)	30人
	ヒューマンヘルスケア学専攻	12人
(うち博士課程)	12人	
人間環境医工学専攻	32人	
(うち博士課程)	32人	
機能材料システム工学専攻	20人	
(うち博士課程)	20人	
情報機能システム工学専攻	18人	
(うち博士課程)	18人	

医工農学総合教育部	環境社会創生工学専攻		20人
		(うち博士課程	20人)
	医学専攻		20人
		(うち博士課程	20人)
	工学専攻		23人
		(うち博士課程	23人)
	統合応用生命科学専攻		10人
		(うち博士課程	10人)
特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻		30人
附属幼稚園	105人	組 数	4
附属小学校	630人	学級数	18
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	小学部	18人	学級数 3
	中学部	18人	学級数 3
	高学部	24人	学級数 3